

平成28年第7回熊野町議会全員協議会  
会議録

1. 招集年月日 平成28年11月28日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成28年11月28日

~~~~~○~~~~~  
4. 出席議員（15名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 尺 田 耕 平  | 2 番 竹 爪 憲 吾  |
| 3 番 立 花 慶 三  | 4 番 諏訪本 光    |
| 5 番 沖 田 ゆかり  | 7 番 時 光 良 造  |
| 8 番 民 法 正 則  | 9 番 荒 瀧 穂 積  |
| 10 番 大瀬戸 宏 樹 | 11 番 藤 本 哲 智 |
| 12 番 山 野 千佳子 | 13 番 久保隅 逸 郎 |
| 14 番 中 原 裕 侑 | 15 番 馬 上 勝 登 |
| 16 番 山 吹 富 邦 |              |

~~~~~○~~~~~  
5. 欠席議員（1名）

6 番 片 川 学

~~~~~○~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【民生部】

（1）西部地域健康センターの指定管理者の指定更新について（協議）

（2）くまの・みらい保育園の指定管理者の指定更新について（協議）

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 内 田 充   |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 総 務 部 長   | 岩 田 秀 次 |
| 民 生 部 長   | 清 代 政 文 |
| 総 務 部 次 長 | 宗 條 勲   |

民 生 部 次 長  
企 画 財 政 課 長  
高 齢 者 支 援 課 長  
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長

光 本 一 也  
西 村 隆 雄  
加 島 朋 代  
隼 田 雅 治

~~~~~〇~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

三 村 伸 一

~~~~~〇~~~~~

#### 8. 案件

- (1) 西部地域健康センターの指定管理者の指定更新について（協議）
- (2) くまの・みらい保育園の指定管理者の指定更新について（協議）
- (3) 各常任委員会の活動状況について（報告）
- (4) 議会広報特別委員会の活動状況について（報告）
- (3) その他

~~~~~〇~~~~~

#### 9. 議事の内容

（開会 9時30分）

○議長（山吹） おはようございます。

議員の皆様、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から協議案件2件について説明を受けることとし、後ほど議会の報告案件として、各委員長からそれぞれ説明を受けたいと思います。皆様からさまざまな御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しいところ、全員協議会を開催いただき、厚く御礼を申し

上げます。

案件説明の前に若干お時間をいただきまして、私からお礼とお願い、そして御報告をさせていただきます。

まず、さきの町長選挙の結果、引き続き町のかじ取りを任せていただくことになりました。改めて職責の重さを痛感しております。町政発展のため誠心誠意職務を務めてまいりますので、皆様方におかれましては引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、先月22日に実施予定でありました総合防災訓練は、参加機関の多くが前日に発生した鳥取県中部地震の被災地支援に向けた待機体制に入ったことから、やむなく中止といたしました。本番こそできませんでしたが、準備の過程で関係機関、団体との連携を再確認し、協力体制の強化を図ることができました。議員を初め、多くの皆様方の御協力に、この場をおかりし、お礼を申し上げます。

次に報告でございます。報道もされましたが、熊野町を被告とする介護保険賦課決定処分の取り消しを求める訴訟が提起されております。本件は、同様の内容による行政不服審査請求について広島県介護保険審査会が請求棄却を決定しており、その経緯を踏まえたものでございます。町が行った賦課決定は、介護保険法等関係法令に基づく行政処分であることから、本件につきましては請求の棄却を求め応訴したところでございます。

次に、熊野東中学校大規模改造事業についての御報告です。5月の全員協議会において国交付金の不採択により事業実施年度を繰り下げる旨を御報告しましたが、各方面の御助力により、文部科学省の本年度補正予算により事業採択をいただきました。御心配をおかけしましたが、財源の確保により来年度の着工に向け諸準備を進めてまいります。

次に、東京都23区との連携についてでございます。東京特別区は地方との信頼関係やきずなを強化し、ともに発展するための連携プロジェクトを推進しておりますが、広島県町村会ではこれに呼応し、年明けにも連携協定を締結する運びとなっております。既に本町は東京オリンピック・パラリンピックを活用した広域的な首長連合に参画し、今後の取り組みについて検討を進めているところでございますが、大会後も見据え、新たに東京都23区との連携協定を活用し、熊野町や熊野筆のPR等を進め、ブランド強化に努めたいと考えております。

以上、口頭でございますが、協議案件を前に御報告させていただきました。

さて、本日は2件の協議をさせていただきます。ともに指定管理者の指定の更新につ

いてでございます。

1件目は、西部地域健康センターの指定管理者を特定非営利活動法人熊野人材センターに継続指定することについて。2件目は、くまの・みらい保育園の指定管理者を社会福祉法人微妙福祉会に継続指定することについてでございます。

以上、2件の案件につきまして、議員の皆様方から御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） それでは、早速協議に移ります。

協議案件、西部地域健康センターの指定管理者の指定更新について、執行部から説明を受けたいと思います。

清代民生部長。

~~~~~〇~~~~~

○民生部長（清代） 熊野町西部地域健康センターの指定管理者の指定更新につきまして、お手元の資料1により説明させていただきます。

このたびの指定対象施設であります西部地域健康センターでございますが、議会から御承認をいただき、平成21年度から指定管理者制度を。

~~~~~〇~~~~~

○12番（山野） 資料がないです。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 休憩いたします。

（休憩 9時35分）

（再開 9時36分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 協議会を再開いたします。

清代民生部長。

~~~~~〇~~~~~

○民生部長（清代） 熊野町西部地域健康センターの指定管理者の指定更新につきまして、お手元の資料1により説明をさせていただきます。

このたびの指定の対象施設であります西部地域健康センターでございますが、議会か

ら御承認をいただき、平成21年度から指定管理者制度を活用させていただいておりますが、引き続き、指定管理者に管理を代行させたいと考えるものでございます。

西部地域健康センターにつきましては、約2,800平方メートルの敷地と鉄筋コンクリート造2階建ての約610平方メートルの建物において、多世代交流、高齢者の生きがいと健康づくり活動、あるいは子育て支援活動といった目的で、広く地域住民の利用に供しているところでございます。

次に、指定管理者の候補者でございますが、特定非営利活動法人熊野人材センターを引き続き指定させていただきたいと考えております。

熊野人材センターは、熊野町及びその周辺地域において、地域経済の活性化や福祉の推進に関する諸事業を実施し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とし、平成20年2月に設立されたNPO法人でございます。

次に、この熊野人材センターを候補者とした理由でございますが、この法人は、公共施設の運営管理業務の受託のほか、高齢者・障害者の介護支援事業や子育て支援事業など、社会福祉の推進に関する事業を通して地域社会の発展に寄与されております。また、団塊の世代を含む多くの人材を確保し、職業能力の開発や雇用機会の拡充にも貢献されております。西部地域健康センターの指定管理者として、平成21年度から現在まで7年間、子育て支援センター事業や介護予防事業の実施とともに、地域に開かれた施設運営に努めておられます。このたび提出された事業計画書にも、引き続き、適正な管理運営と一層の経営努力による経費の節減、利用料金の増収に努めていく内容が示されており、その実現が期待できるところであります。

指定期間につきましては、平成29年度から平成32年度までの4年間でございます。熊野町指定管理者制度導入基本方針では、継続して同じ団体を指定する場合は5年間となっておりますが、複数の施設を指定管理受託している同法人との協議の中で、熊野町環境センターの指定期間の終期である平成32年度末の4年間としたところでございます。

次に、管理の基準や業務内容でございます。管理の基準については、熊野町地域健康センターの設置及び管理等に関する条例及び関係規則を遵守して行うということでございます。また、代行させる業務ですが、施設・設備の維持管理、使用許可・取消、利用料金の収受といった業務が主なものであり、具体的には協定書により明示することになります。

指定管理料でございますが、今後、消費税の増額、修繕費等を除いては、年度によって管理料が大きく増減することはないものと考えますので、ここに掲げております平成28年度の指定管理料を基準として、年度ごとの管理料を設定することになるかと考えております。

最後に、介護予防事業でございますが、これまでサロンとして実施しておりましたが、その参加者の多くは介護認定における要支援認定者、または認定がなくても要支援レベルにあることから、介護保険法の改正により設けられた町の新しい総合事業に移行します。事業の内容としましてはこれまでと大きな違いはありませんが、緩和した基準によるミニデイサービスの通所型サービスAとして町の委託業務に移行させる予定でございます。

今後の予定としましては、12月定例議会において指定管理者指定議案を上程させていただきます、議会で御承認いただきました後に、平成29年度当初予算案に債務負担行為及び平成29年度委託料の予算を計上させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 建設後15年たっております。老朽化の状態をちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますのと、お風呂の利用者の数と。多分コスト的にはお風呂の関係のコストが随分かかるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの費用がわかれば教えていただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） ただいまの御質問、2点ございました。

まず、施設の老朽化でございますが、確かに言われるように15年たちました。ということで、耐震等の基準はクリアしたものでございますが、やはり毎年屋根のほうの関係の漏れとかいうところもございます。具体的には新年度予算では特に大規模改修等を

図るようなものは今のところはございません。ただ、中のそれぞれ例えば電気の関係であるとかいうところはちょこちょこございますので、そういったところの軽微なものについては指定管理料に含めて予算計上するというところで考えております。

それと、お風呂の利用についてでございますが、資料のほうにも右側の上のほうに掲載をさせていただいております。主な実績というところで利用人数がございます。部屋の利用の2番目に入浴というのがございます。大体24年度から4年間の実績を載せておりますが、27年度、26年度は4,000人弱ということで、風呂の場合は週3日、西部の場合は月、水、金の3日間を風呂の利用ということであけております。1日平均に直しますと大体25人前後の利用がございます。そういったところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 風呂の維持管理費なんかは特別算定されてませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 済みません、ちょっと現在、風呂の維持管理料だけの分はちょっと持ち合わせておりません。また後ほど用意します。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） 水道代が高い熊野でございます。衛生面のこともあって、いろいろな点では、最近はおませんが、時々細菌が発生したということで病気が蔓延したりと。多分利用者の方も高齢者の方が多いんじゃないかと思っておりますので、そのあたりでどういふふうな運営の仕方がいいかというのも要素の一つあるんじゃないかなと思います。

利用者の中身、特性ですね、自宅にお風呂がない方。特に県営は建てかえ計画が出ておりますね。あのあたりは風呂が随分不便な県営住宅。改善という方向に進みますし、今からは連携もしていく場所になってくるように思いますので、そこらの要素も捉えながら、できるだけ世の中は右上がりじゃなくて右下がりの時代に入っておりますので、

できるだけ効率のいい運営の仕方を御検討いただきたいということ。

防水は大体耐用年数は10年です。ここらも町の予算の中に組み入れながら、もう15年たってますから、ある意味では漏れて当たり前なんですね。だからここらも踏まえつつ、軽微な補修で済むレベルと大規模な改修もきちっとした判断をしていくものが必要だと思っておりますので、そこらも踏まえて御検討いただきたいと思います。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~〇~~~~~

○民生部次長（光本） ただいまの御指摘、真摯にお受けとめしたいと思います。

お風呂の利用なんですが、やはりこの施設、西部健康センターを建てる契機となりましたといいますか、特に県営団地にお住まいの方が非常に多くございます。この施設を整備するに当たって、特に西部地域の住民の方にアンケート調査を行いました。中でやはりお風呂のニーズといいますか、要望が非常に高うございました。という経緯もありまして、お風呂を一番にということで整備をしたところでございます。

スタートしてやはり年間、毎年、先ほどの数字ではないですけども4,000人弱の利用者がございますということで、やはり県営住宅等を含めたひとり暮らしの方の利用が特に多くございます。特に、定期的に毎日の利用の方も施設のほうでお聞きしますとあるようでございます。そういった利用者の方の声に耳を傾けながら、今後も引き続き利用しやすい館運営に努めてまいりたいと思います。

それと、先ほどのお風呂の維持管理ですけども、ろ過機のほうのメンテナンス等、これは委託で行っております。これについては年間約24万円の委託料でろ過機の定期的な点検等、検査等を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

諏訪本議員。

~~~~~〇~~~~~

○4番（諏訪本） ちょっと前にも聞いたことがあるようなんですが、ちょっとよく覚えてないんでまた聞かせてください。

これは私が知っている知識でいいますと、かつて県やら、あるいは町で運営してきた

ものを、だから民間のほうへ委託するという流れの一環でこういった事業になっておるんだというふうに解釈しておるんですが、それでよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今、諏訪本議員さんの御質問のとおりでございます。民間のそういったノウハウ等を活用して、効率的な運営、経費の削減のもとに指定管理に移行した状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） そういう中で、私はこういう地域の施設についてはこういう形なのかなどは思いながら、やはり基本的には私らが知ってる範囲の施設で言うたりしますと、複数の業者がおって、それから入札があって決めたりするという形が私らの知識で言うたらそういうのが当たり前になってしもうとるんですが、こういう地域の場合にはこういったような形でもう町が、ある意味でいや、実際には町が育ててきたという面はあるかもわかりませんが、そういうような解釈でよろしいですかね。ちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） これも初めに、当初西部を指定管理したときの経緯になろうかというふうに考えております。平成21年に町の直営から指定管理に移しました。そのときに町の基本方針というのがございます。この西部の場合は、町の基本方針の中に、地域住民を主体に構成する住民活動団体を指定管理者とする場合は公募しなくてもよいという規定がございます。ということで、特にそれだけをとって熊野人材センターのほうに委託をしたわけではございませんが、特に町内の、この熊野人材センターの法人の目的もそうでございますし、法人の会員の方も基本的には町民の方、特に団塊世代を中心とする、そういった現役世代にいろいろな面で活躍をされてきた方、技術等もございま

す。そういった方を再度、熊野町のために活用して、町の発展のために寄与するという法人でございますので、そういったことも含めて21年度に指定をしていった経緯がございます。

以後、7年間ですが、円滑に進めていただいておりますので、今回も引き続き公募をせずに継続という形をとらせていただきました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） ありがとうございます。

反対するんじゃないんですけども、要するによりこういった形で地域のそういった人材の活用とか、そういった面で非常に有効だと思えますが、よりいい方向にこういった事業が展開できるように、団体のほうの指導も含めてよろしくお願ひしたいというように思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹） それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思えます。ただいまの説明を了とし、12月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめとしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議がないようなので、本案件についてはただいまのようにまとめとさせていただきます。

それでは、次の協議案件に移りたいと思えます。

協議案件、くまの・みらい保育園の指定管理者の指定更新について、執行部から説明を受けたいと思えます。

清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） くまの・みらい保育園の指定管理者の指定更新につきまして、お手元の資料2により説明させていただきます。

くまの・みらい保育園は、開設に当たり、プロポーザル方式により指定管理者を選定し、平成19年度の当初から社会福祉法人微妙福祉会が管理運営を行ってまいりました。平成24年度からの指定管理期間が今年度をもって終了することから、保育の継続性、待機児童ゼロに向けた体制整備等の活動実績を評価し、平成29年度以降の5年間についても、引き続き指定管理制度による施設の管理運営を委託するものでございます。

施設の設置目的・概要について、1に記載しております。くまの・みらい保育園につきましては、約7,250平方メートルの敷地と、鉄筋コンクリート造2階建ての約2,000平方メートルの建物において保育所運営を行うとともに、地域の子育て支援センターとして、施設や園庭の開放、高齢者・小・中・高校生との多世代交流、保育士による絵本の読み聞かせ事業を実施しているところでございます。

次に、指定管理者の候補者でございますが、社会福祉法人微妙福祉会を、引き続き指定させていただきたいと考えております。同法人は、昭和47年に社会福祉法人の認可を受け、以後45年近く保育園の運営に携わっておられ、法人活動の欄に掲げておりますように、現在は広島市と坂町及び本町に七つの保育園を運営されております。

次に、この微妙福祉会を候補者とした理由を列記してございます。概要でございますが、この法人は公共の施設を管理することのほか、先ほども申し上げましたように、保育所運営の経験が豊富であり、ノウハウにすぐれているということですから、法人そのものに指定管理者としての高い適格性があると考えております。

また、利用定員180人を上回る児童を受け入れるため、保育士の確保に努力され、本町における待機児童を出さない体制の整備を図るなど、その達成に大きく貢献いただいております。さらに、関係法令や町条例等を遵守し、適切かつ効果・効率的な管理運営に努めておられますので、今後も、一層の保育環境の向上が図られるものと期待をしているところでございます。

4の指定期間です。指定期間につきましては、保育の継続性を重視する必要があることから、引き続き平成29年度から5年間にとしたいと考えております。

次に、右ページの5、管理の基準や業務内容でございます。

まず、管理の基準でございますが、熊野町立保育所条例及び関係規程を遵守して行うということとしております。代行させる業務ですが、保育園の運営、施設・設備の維持管理、利用料金の収受といった業務が主なものであり、具体的には協定書により明示することとなります。

次に、6として、平成24年度から平成28年度までの主な取り組みについて記載しております。

(1)の表にあります、延長保育事業は通勤する保護者の利便性を高めるため、朝の延長保育を平成27年度から実施しております。また、子育て支援センター事業は、地域の子育て世帯に人気があり、入園前の子供さんの生活のリズムが整うと、保護者に喜ばれております。

(2)のその他の実績として記載しているものは、協定書に定める以外に微妙福祉会が独自に取り組まれたものです。特に、遊具の設置、園庭への植樹やビオトープの活用など屋外環境の充実に力を入れられ、児童のたくましい成長が期待できるものとなったと考えております。また、食育活動についても積極的に取り組まれ、年長児童が調理に参加したり、2階のホールで年中、年長児童はビュッフェスタイルでの楽しい給食時間を過ごしております。

最後に、指定管理料でございますが、保育の質の確保という観点から公定価格を基準に必要な調整を図ることとしております。

今後の予定としましては、12月定例議会において指定管理者指定議案を上程させていただき、議会での御承認をいただきました後に、平成29年度当初予算案に債務負担行為及び平成29年度委託料の予算を計上させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） ちょっとお聞きをしておきたいことがありまして、町内の雇用者数、町内からかなり雇っていただいていると思うんですけど、何人ぐらい雇っていただいているかということやら、あとは定着率ですね、保育士の方の。労働環境はどうかというふうに、ちょっと状態を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 現在、微妙にお勤めの保育士の方42名、パートの方も含めて42名いらっしゃいます。ちょっと町内の方がどれぐらいいらっしゃるかというのは、ちょっと今資料はございませんので、済みません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○9番（荒瀧） また教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） ちょっとこれは聞いた話なんですけども、他の保育所に比べてみらい保育園の子供さんは、割合教育的に甘い教育を受けておるといような話をちょっと聞いたことがあります。小学校へ入っている子供の中で、みらい保育園を卒業した子供は余りしつけができてないとかいうようなことをちょっと聞いたことがあるんですが、これはいろいろそれぞれ個々の観点もありますから一概には言えないと思いますけども、やはり方針やら、あるいは教育の方法やら、いろんな、規定のことは一応これは守ってやってもらっておると思いますけども、やはりそこら辺のところの部分について、それを保護者のほうから見れば、時にはそれを選んだりとかいうこともあると。みらいはみらいのほうでいいところはるかと思えますけども、ちょっと聞いた話の中でそういう教育に格差があるといえますか、というように話を聞いたことがあるんですが、そこら辺について町のほうは情報か何か持つってですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 町内保育所につきましては二つの法人、微妙福祉会、それから光生会さん、それぞれあると思えます。

みらい保育園については、保育の基本的な方針としてはそれぞれ決まった保育指針というものがあつてはありますが、みらいにおいては子供たちの生きる力を助長するといようなことも一つのテーマに、子供たちに伸び伸び園で生活するといようなことも考えておられるようです。そういったことが、一方ではしつけであつたり、教育であつたり

に甘いというようなどころもあるのかもわかりませんが、そこらあたり、実際に子供が小学校に入ってどうなのかということも、教育委員会のほうとも、それぞれの出てきた、卒業した幼稚園、保育所での特徴もあろうかと思えます。そこらもちよっと整理をしまして、またそれぞれの保育園のほうにフィードバックして、よりよい子育てができる環境になればというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（尺田） 済みません、指定管理委託料についてでございますが、平成24年度に対して28年度の実績、見込みでございますが4,100万円上がっております。年々委託料のほうは上がっているわけなんです、28年度に対して27年度の前年対比といたしまして1,300万も上がっている。これはどういう理由なのか、お答えください。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 隼田子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（隼田） 委託料につきましては、国の示す公定価格を基準に必要な調整を行って委託料として支払いをしております。28年度ふえる見込みなんですけれども、まず第1点が入所者数ですね、児童の数がふえているというようなことが挙げられようと思えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 先ほど課長のほうからも説明がございまして、27年度に大きく上がっている理由としましては、一つは子ども・子育て新制度に移行したということで、保育料の単価が大幅に増額しております。処遇改善等も含めて、委託料の個々の単価が上がっていると。これで平成27年度に前年度と比べまして2,000万という数字になっております。

また、28年度につきましては、上の6番の(1)に27年度が196名、28年度が211名という、定員180名でございますが大幅に保育している人数が上がっております。例えば、公定価格でいいますと、180人のところのゼロ歳児でいえば月に17万円以上の費用がかかります。そういったことから、人数が20人余りふえればこういった金額になるというところでございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長(山吹) いいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山吹) それでは、このあたりでまとめとさせていただきたいと思っております。ただいまの説明を了とし、12月定例会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめとさせていただきます。

以上で執行部からの協議を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

(休憩 10時06分)

(再開 10時20分)

~~~~~〇~~~~~

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、これより後は議会の協議事項に移りたいと思っております。

報告案件、各常任委員会の活動状況について、各常任委員長から報告を受けたいと思っております。

それでは、最初に時光総務厚生委員長。

~~~~~〇~~~~~

○7番(時光) 総務厚生委員会といたしましては、先日、10月18、19と奈良県宇陀市のほうに視察研修に行きまして、その内容といたしますか、報告書を作成いたしまして、各委員の方に確認いただきまして、総務厚生委員長名で山吹議長に報告書を提出いたしました。引き続き、工房周辺の開発及び元気なお年寄りづくりということで、研究

を重ねてまいりたいと思います。

予定といたしましては、12月議会の会期中に総務厚生委員会を開く予定です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 次に、文教委員長の片川委員長が欠席のため、沖田文教副委員長からお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 文教委員会といたしましては、11月4日に視察研修のまとめについて今後の活動計画について協議を行いました。また、11月21日には引き続き視察研修のまとめについて、委員の報告書をまとめ、委員長から議長のほうに提出されるということの報告がありました。また、スクールカウンセラー等の活動状況についてお伺いし、今後の活動の中で、広島市少年サポートセンターの視察についての協議を行いました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 次に、久保隅産業建設委員長、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○13番（久保隅） 産業建設委員会のほうも今月の24、25で福井県若狭町のほうに行ってきました。若狭町では農業生産法人という形をとられて、若狭町のかみなか農楽舎という、農業専用の場所というんですか、そういったところで全国の農業をされる若者を何とか応募して、一緒に農業を学んでいこうというような、建物はそういうところでございます。

若狭町もプロジェクトを組んで、全国からそういった若者をたくさん集めて、農業をやっていくというようなことを聞き、農業法人になっておりますので、農業のほうもそういった人材を育成していくために補助金をもらったり、一応そういう法人の戦いをしておると、そういった勉強。農業が盛んなまちというような形で、視察して帰ったところでございます。また、報告書のほうもまだ間がないので、できておりませんが、そういった形でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 各常任委員長からの報告が終わりました。この報告について質疑があればお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） それでは、各常任委員会の活動状況についてはこの程度として、次の報告に移りたいと思います。

報告案件、議会広報特別委員会の活動状況について、議会広報特別委員長から説明を受けたいと思います。

民法委員長。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） おはようございます。

広報特別委員会の活動状況について御説明をさせていただきます。

10月24日、くまの議会だよりの編集基準の見直しについて協議をいたしました。

11月21日、協議した結果、事前に配布しております、全協のときに一緒に入ったろうと思うんですが、くまの議会だよりの編集について、改正いたしましたので御報告させていただきますというてありますが、ほとんど改正というものはございません。今まで行ってきたのを明確に、詳しく書かせていただいたということでございます。

皆さん、資料のほうを目を通していただいたかと思うんですが、今、広報委員会の中で1点ほど、一般質問のあり方、問いと答えを対としてまとめるものにするというのは、今議会広報の中で、広報で研修に行った中、福岡県的那珂川町ですか、議員のつぶやき、最後に議員のつぶやきというものを取り入れたらどうかというような話が出まして、今委員会の中で賛否が二つに分かれております。そのことにつきましては、時間をかけてこれから広報委員会の中でしっかりしたものというか、まとめていきたいと思います。もう少し時間がかかろうかと思うので、一つその分、あと決まり次第また御報告させていただきます。

そして、申し合わせ事項の件をちょっと副委員長のほうから説明というか、読ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光副委員長。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） これは今委員長のほうからも報告がありましたけど、12月議会で2月

に発行されるくまの議会だよりの編集についてということで一応申し合わせ事項として読ませていただきます。

事前に配布しておる編集についての・・・４番の申し合わせ事項というところ、ここが特に変わってますので、今まで明確にしなかったものを明確にしようということです。

申し合わせ事項の１、原稿の作成。依頼、一般質問ですかね。この中で、議会広報特別委員長は一般質問を行った議員に対して文書により原稿作成及び写真、イメージ写真の提出を依頼する。依頼文書には文字数、掲載スペースと提出期限を掲載する。原稿を作成する資料として、未校正の議事録をおおむね本会議終了１０日後に配布する。一般質問はＱ（問い）とＡ（答え）を対としてまとめるものとする。

下に行って、２、提出、一般質問、一般質問の２番目ですね。写真、イメージ写真を提出する議員は提出期限までに議会事務局に提出する。また、提出期限までに原稿が提出されなかった場合、議会広報特別委員会へ一任するものとするという、ここらが変わっております。

あと、これ確認ですが、一番下の（３）掲載方法。議案等の賛否が分かれた場合は、氏名公開した賛否表を掲載すると。発議者及び請願紹介議員の氏名はこれまでどおり掲載しないと。これは以前にも書いとったと思いますが、一応ここでうたいました。

それと、もう１枚、この原稿依頼の用紙があると思うんですが、今までの４００文字ということで依頼してたんですが、ＱＡが多かったら、例えば改行もありますし、１行をあけるとかいうこともありますので、原稿を作成していただく場合ここらも考えて、４００といっても写真があればまた３００幾らになることもあります。それ用にこういう新しい原稿をつくりましたので、皆さんでこの中へはまるように作成していただければと思っております。皆さん手元にありますか。

ですから、注意事項として、Ｑは２０文字以内でインパクトのあるものに、何々についてということはやめて、何々は何々を問うとすると。Ａは３５文字以内とすると。これは我々広報特別委員会で何度か研修に行かせていただいて、いろんな講師の方々の意見も含め、他の市町の議会だよりに見てこういう形がいいんじゃないかということで申し合わせ事項としてお願いすることにしました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） この報告について質疑があればお願いいたします。

沖田議員。

〇5番（沖田） 済みません、これ以前も申し上げたんですけれども、編集作業についてなんですが、一般質問等の原稿内容に疑義があるもの、議会の品位をおとしめるもの、読者に誤解を生じさせるおそれのあるものについては、議会広報特別委員会で修正することなんですが、これは会議録に基づきという一文を足していただきたいんですが、いかがでしょうか。

〇議長（山吹） 民法委員長。

〇8番（民法） それを含めて、また広報委員会の中でいろいろと検討させていただきます。

以上です。

〇議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（山吹） それでは、議会広報特別委員会の活動状況についてはこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

12月定例会に上程が予定されております議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、事務局長より説明をさせます。

三村局長。

〇議会事務局長（三村） 御説明をさせていただきます。

12月定例会に、12月の期末手当、いわゆるボーナスの部分についての改定の議案が出される予定でございます。これは人事院勧告に基づきまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が改定されたということを受けまして、具体的には、年間現在3.15月分の期末手当を3.25月分に、0.1カ月分上乗せをする、引き上げるという内容でございます。これにつきましては、熊野町の場合、内閣総理大臣等の特別級に準じて上げてきております。それが年間3.15月分から3.25月分に引き上げられるということを受けまして、それに準じて出されるものでございます。

この点につきまして、事前に御説明を申し上げさせていただきます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） この説明について、質疑等がありましたらお願いします。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） 続きまして、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、事務局長より説明をさせます。

三村局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（三村） お手元に配っております全国町村議会議長会会長から各都道府県町村議会議長会会長宛の文書、以下の資料を見ていただきたいと思っております。

この11月の各都道府県、広島県議会議長会におきまして、全国町村議会議長会からの要請がございました。内容につきましては、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採択していただきたいという内容でございます。

簡単に御説明をいたしますと、平成27年10月に共済年金と厚生年金が厚生年金制度に一元化をされました。そのときから全国町村議会議長会は地方議会議員の厚生年金制度への加入ということを政府・国会に対して要望をされているところでございます。

県の議長会、全国都道府県議長会のほうは9月にこの要請が出されまして、9月以降に地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書が県のレベルでは出されているものがございます。先日、新聞報道もされております。この資料の一番最後のページに、県の状況を示しております。平成28年11月10日現在、24道県で意見書の採択がされ、要望がされております。逆に言えば、採択をしていない県も同じ程度あるということでございます。

これにつきましては、まだクリアしなければいけない諸問題が多々まだあるということと、それから全ての議員さんに対して条件が違いますので公平でないというふうなこともあって、まだ意見書を出していない県議会もあるということでございます。

そのことにつきまして、若干お時間をいただきまして、御説明を申し上げます。

まず、意見書の内容でございます。2ページ目でございます。意見書例ということで、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、こういう内容となっております。これにつきましては、今後、議運のほうで御審議をいただくこととなります。

意見書の提案説明理由の概略を申し上げます。

3 ページ目でございます。現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化している。また、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかないということで、今後の議会を担う若い世代の方々に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されないということがございます。これはあくまで会社をやめられて議員になられているという議員さんの場合でございます。ということで、受け取る年金も低くなってしまうということで、4 ページ目に行きますが、住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないということから、地方議会議員の年金制度を時代に相ふさわしいものとする中で、議員を志す新たな人材確保につながっていくという理由のもとに、この意見書の採択をお願いいたしますということでございます。

ただ、5 ページ目でございますが、クエスチョンとして、なぜ厚生年金制度なのかということがございます。これにつきましては、今後、公的年金制度が厚生年金ということに一本化されるということでございます。

それと、保険料につきましては、2 番目でございますけれども、現在、平成28年9月以降の保険料率は、厚生年金が18.182%、共済年金につきましては17.632%、保険料率につきましては今後順次毎年引き上げられていく予定で、公務員につきましては平成30年、厚生年金は平成29年に18.3%で統一されるということでございます。

まだ、現在議員さんの年金につきましてはこれは引いてはおりませんが、今後、もし厚生年金ということになりますと、この18.3%というものが厚生年金の保険料となるということでございます。

また、老齢厚生年金を受給していますが、地方議員に当選した場合、年金はどうなりますかというクエスチョンですけれども、これにつきましては賃金プラス年金の月額が一定の金額、65歳未満の方は28万円、65歳以上の方は47万円を超えた場合、現在受けておられます年金の一部、または全部が支給停止となるということでございます。これにつきましては、後ほど資料もつけておりますのでごらんになってください。

意見書の送付先でございますが、6 ページに7件、衆院議長、参院議長、内閣総理大

臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に対して意見書を送付するということになってございます。

続きまして、7ページ、資料2でございますが、これが平成24年からこのことに対するの検討事項ということで論議をされているものでございます。

まず、検討条件について、この中の概略ポイントのみ御説明をさせていただきます。順次また読んでいただければと思います。ポイントといたしましては、8ページでございます5番の検討というところでございます。

まず、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点というものは、メリットとして挙げられております。それから、2番目、地方議会議員の取り扱いについての国民世論への留意ということで、これはデメリットとして下から3行目、地方議会議員が新たに被用者年金に加入する場合、保険料の2分の1の事業者負担として、粗い推計で毎年度約170億円の公費支出が必要と見込まれるということがございます。これは熊野町が保険料の2分の1の事業者負担を新たに予算化しなければならないということでございます。それから、3番目でございますが、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との均衡への配慮ということで、これは法改正をしなければならないということがございます。

被用者要件といたしましては、(1)の③、現在の厚生年金の加入者は事業者に使用されている被用者ということが原則でございます。一定時間の労働時間があることといった制限がございます。これをどのようにするかということがまずございます。これが被用者要件でございます。

それから、労働時間要件でございますが、現在、週30時間以上の労働時間が要件とされて、厚生年金に加入するということになっておりますが、議員の場合、この労働時間の要件をいかにするか。

それから、3番目、国会議員の取り扱いとの均衡ということで、現在、国会議員の制度も議論されておりますが、国会議員の取り扱いと地方議員をあわせて検討することは必要だと、この三つの要件をクリアしないと厚生年金に加入することはできないという制限がございます。

それから、まずもって全ての議員さんが厚生年金に加入することではございません。70歳以上の方は加入する義務はございません。そのあたりで、現在、厚生年金に加入されている地方議員さんは4分の1程度いらっしゃるというふうになっておりま

すので、この議員さん、もしくは厚生年金に加入しない議員さんとの不公平というふうなことで、それをどのように考えるかということもございます。

大体が今のようなことが検討されて、これをクリアしないと意見書採択はしないという県議会のほうが約半分、それから意見書を出された県議会が約半分という状況でございます。

それから、先ほど申しました年齢による新制度の加入でございますが、この次の10ページのところに、年齢をあらわした表がございます。75歳以上から60歳未満まであるわけですが、上から2番目、70歳以上の方につきましては、新制度、厚生年金に加入することはできません。65歳以下の方につきましては、厚生年金に加入することができる年齢となります。それでも60歳未満と60歳以上、65歳以上というふうな形で条件に差が出てまいりますので、それをあらわした表がこの表でございます。またごらんになっていただければと思います。

以上で、ちょっとお時間が長くなりましたが説明させていただきました。このことを踏まえて意見書の採択をどうするかということをお議論いただければと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） この説明について質疑があればお願いいたします。

中原議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） ええことじゃが、これ県議会ばかり言いよるんじゃが、地方の市町村議会というのはどがんなったん。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 三村局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（三村） 地方の町村議会と言いましても広島県のことしかわかりませんが、現在、議長会のほうから要望という形は出ております。各町がこうやって持ち帰って、議員さんに説明をしながら12月議会での意見書採択をどうするかというのを今協議している段階でございます。

~~~~~○~~~~~

○14番（中原） 急ぐことはないということじゃな。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議会事務局長（三村）　そうです。意見書ですので。今のクリアしなければいけない問題点、それから議員さんで不公平といいますか、同じ条件が適用されないというところがやっぱり問題になっているということで、先日事務局長の会議がございましたけれども、そのときには県の議長会から要望を出すというふうなことはできないかということがございまして、これにつきましては県の議長会から回答がありまして、県の議長会としてはもう既に要望はしていると。あとは各町の議会の意見書をどうするかということに委ねさせていただきたいという回答をいただいている状況です。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹）　ないようでしたら、次に移りたいと思います。

9月に意見等がありました国会要望、議員研修、視察研修のことなんですが、行くの  
がいいのか、行かないほうがいいのか、各議員さんが思い、感想を次回の全協でまとめ  
ていただいて、話をしてもらって協議案件にしたいと思いますが、いかがいたしましよ  
うか。いいですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（民法）　これは全員が行くいうあれですね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹）　そうです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（民法）　全員が国会へいうか。わかりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹）　それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かありましたらお願いいたします。ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（山吹）　ないようでしたら、以上をもちまして全員協議会は終了いたします。

（閉会　10時46分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長